

第23回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成26年6月25日(水)午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

板根靖奈(新任), 植田智彦, 江種則貴, 鷹村アヤ子(新任), 龍永直記(新任),
田中敦, 西本勝則, 畑和行, 原田武彦, 好永順二(五十音順, 敬称略)

[説明者]

星野満事務局長, 鈴木裕一首席家庭裁判所調査官, 渡辺美恵子家事首席書記官,
原田浩一少年首席書記官

[事務担当者]

吉川裕司総務課長, 石黒隆雄総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から申出のあった3人が傍聴することを許可した。

3 委員異動報告

4 新任委員挨拶, 自己紹介

5 議事

「家事調停手続について」

[委員長]

前回の委員会では, 「広島家庭裁判所における広報活動」というテーマで, 各委員の方々から大変有意義な御意見等をいただきました。今後の取組の参考とさせていただきます。なお, 広島家庭裁判所で, 7月9日(水)に, 家事調停制度についての広

報イベントを開催する予定ですので、改めて御紹介させていただきます。

本日の委員会のテーマは「家事調停手続について」です。家事調停手続について、家事事件手続法が施行されて約1年半の期間が経過し、新しい家事調停手続のスタイルが徐々に定着しつつある中、まず模擬調停を御覧いただき、その後、不明な点や改善すべき点に関する御質問や御意見を頂戴したいと思います。

(模擬調停実演)

[委員長]

長時間、模擬調停を御覧いただきありがとうございました。模擬調停を御覧いただいて、分かりにくい点や改善すべき点などお気付きの点がありますか。

[委員]

この模擬調停では、子供がいるという設定をあえてされており、子供への配慮が重大な問題であるということの色濃く感じました。今回の設定では、子供は4歳ということでしたが、例えば、その子供に、お父さんかお母さんのどちらと一緒にいたいのかというような、そのような子供の意思を確認する手続はあるのでしょうか。

[委員]

子供に父親と母親のどちらを選ぶかを質問することは、子供に対して非常にストレスを与えるものだと考えています。子供にとっては、父親と母親のどちらかを選ぶことはできないはずだと思います。事案によっては、父親が暴力を振るい、子供も父親を恐れているという場合もありますが、普通の場合は、子供は、お父さんのこともお母さんのことも共に好きだという気持ちを持っています。ですから、基本的には、父親と一緒に暮らしたいのか、母親と一緒に暮らしたいのかということを、子供に対して、直接聞くことはしないように配慮しています。子供の意思をどのように把握するかは、家庭裁判所調査官が、調査をする中で、子供の気持ちを直接に聞くのではなく、子供は、今どういうことに心を痛めているのかというようなことを聞き取って、裁判官はその家庭裁判所調査官から報告を受け、調停委員にもそれを伝え、調停委員会で協議して、父親と母親にどのような形で子供の意思を伝えるかを協議します。そして、子供の意思を踏まえ、最終的にどうするかは、本当に父親と母親それぞれ御自身に考

えていただきながら手続を進めています。

[委員]

調停委員は、家事調停の手続では重責を担っていると思いますが、裁判所は、家事調停の当事者の方に対して、調停委員についてどのような説明をされているのですか。当事者の方は、調停委員は、要するに当事者間の仲介役を担うということは理解されていると思いますが、調停委員個人の好みだとか個人的な考えが問われたことは過去にありますか。

[委員長]

ただいま御指摘がありました点につきましては、非常に難しい問題がございます。家事調停、民事調停を問わず、調停制度において調停委員がいかなる対応をするか、その発言がどうなのかということは、絶えず国民から問われているところであると認識しています。調停委員の当事者の方に対する対応や発言については、過去に問題となったこともあります。家事調停については、いわゆるジェンダーの問題や世代のギャップといった問題もありました。

いずれにいたしましても、調停委員の当事者の方に対する対応や発言について不適切なことがあってはいけません。裁判所としましては、調停委員を任命した後、調停委員としての経験年数なども考慮しながら、様々な形で研修を行っております。その研修の中で、どのように当事者の方と接するのが良いのか十分に配慮しながら調停を進めていただきたいという話をしております。また、先輩の調停委員からも、後輩の調停委員に、その点に関する指導などもしていただいています。

私個人の感想からいえば、ここ10年で、研修等を通じて裁判所も調停委員も意識が高まり、調停委員の当事者の方に対する接し方、あるいは発言について、以前よりも適切に対応していると考えています。ただ、今後も考えていかななくてはならない難しい問題であると考えます。

例えば、司法の手続において一般の方に携わっていただいている刑事事件の裁判員の方は、当該事件のみを担当されますが、調停委員は、一定の期間において複数の事件を担当していただきますので、調停委員の当事者の方に対する接し方、あるいは発

言については、担当した複数の事件を通じて経験を積んで身につけていただいていることもあると感じております。

[委員]

今の議論の続きですが、調停委員は中立であると言われていています。しかし、中立というのはどういうことなのでしょう。調停委員も、それぞれ価値観を持っていらっしゃると思います。また、当事者の方もそれぞれの価値観は違うと思います。価値観は多様化しています。そのような中で、中立性というのは、一体どういうことなのでしょう。どのようなことを一番大切にされているのですか。

[委員]

中立と言えば、裁判官も中立な立場で、法と良心に従って判断をしなければなりません。中立という言葉の捉え方としていろいろな要素があると思います。例えば、どちらか一方の味方であるとか、どちらか一方と何か縁があるとか、判断した結論によって自分がもうかるとか損するとか、そのようなことがあれば、それは外見的にも中立ではありません。

更に、先ほどの御質問では、いろいろな価値観の中で、一方の側の意見に近い意見を持っていたら、そちら側に寄った行動をするのではないか、それは果たして中立と言えるのであろうかといったところを疑問に持たれているのだと思います。裁判官の場合、判断する際に、自分の考えというものと、客観的な立場というかあるべき姿というか、そういう二つの考え・立場を使い分けながら考えています。調停委員も同様に、自分の価値観を当事者に押し付けないように非常に配慮して調停の進め方を進めていると思います。

調停は裁判とは異なり、裁判官が判断をして決めるというものではなく、それぞれの当事者の方が納得して、そのようにすると思っていただいて初めて成立するものです。そこに押し付けがあってはいけないし、いろいろな価値観が多様化する中で、それぞれの話を聞きながら、当事者自身が自分で解決に向かっていく、調停委員はそのお手伝いをしていくというような立場にあると考えています。

[委員]

要するに、当事者の方が自分自身で考えながら、手続を進めて最終的な着地点に向かっていくということですか。調停委員は、手続の最初から着地点を想定して、そこに持っていくというようなことはないのですか。

[委員]

調停では、当事者の双方から交互に話を聞きますが、それぞれ自分のことで頭がいっぱいであるとか、自分の気持ちを相手に分かってほしいという心境の中で、相手の人はこのように思っているらっしゃるようですとか、お子さんはこういう気持ちでいるようですというようなことをお伝えすることによって、その人自身にいろいろなことを考えていただいて、自主的な解決に向かっていただくように示唆することはあります。調停委員は、経験を積む中で、この事案ではこのようになるかもしれないなという想定はあるかもしれませんが、ただ、その想定した結論を押しつけるのではなく、当事者の方に考えていただくために、調停委員から声をかけていると思います。

[委員長]

追加してお話をすると、ある程度、法的な観点というものも必要となります。当事者の合意によって解決するのが調停ではありますが、その合意が正当でない場合や、あるいは声が大きい方の言い分が通り、片方だけが譲るというのでは妥当ではないと思います。また、場合によっては、調停ができなかった場合に別の手続に移ることもあり得ますから、調停ではこうだけれども、仮に裁判、判決になったときにどうなるのかという兼ね合いも考える必要があります。そのあたりを踏まえて、場合によっては、大体着地点はこういうものかということを考えながら、当事者の方に伝えていくということもあります。ですから、調停では、調停委員会が、当事者の方に考えていただかなければいけない点と、法的な観点に基づく、ある程度の着地点との双方を想定して、バランスを図りながら解決に向かって考えていかなければならないと思います。

[委員]

模擬調停を拝見させていただき、調停での冒頭説明が非常に長いと感じました。当事者の方に家事調停制度を説明した書面もお配りしているとのこと、改めて長い時

間をかけて説明されなくても良いのではないかと感じました。

また、我々弁護士は、依頼者から、声が大きい人が勝つのではないかとか、特に女性の方から相談を受けるときは、夫は非常に口がうまく、外面が良いので、家庭裁判所でもうまいことを言い、調停委員も、その夫の言い分にうまく言いくるめられ、私の地道な言い分は分かってもらえないのではないかとということをしごく心配される方が多いです。ですから、中立性というところも含めて、調停委員である自分たちは公平に手続を進めるので心配は要らないということをおある程度最初に当事者の方に説明してあげたほうが、特に申立人は安心するのではないかと思います。弁護士のついてる事件は心配ありませんが、そうでない場合には、調停手続の一般論の説明よりは、調停委員が公平・中立であることの説明を充実させた方が良いのではないかと思います。

[委員長]

今日の模擬調停での冒頭説明は一般的な形の説明を示しました。事案によっては代理人がついている事件もあり、そのような場合には一から説明することもないだろうと思います。また、申立書あるいは事前に提出される書面に、相手方は外面が良いので注意してくださいということが書かれている場合もあります。そのような当事者の方の御懸念については、ケース・バイ・ケースで説明していると思います。

また、やはり女性の方で不安に思われている事件があることは確かです。DV事案もごございます。そのような事案では、待合室をどうするか、調停の進行をどうするかといったことなどにも配慮しながら、手続を行っています。

[委員]

本日の調停を拝見し、私は、子供さんが元気でお父さんに会いたい気持ちを持っており、御主人もそれほど離婚したいと思っていなかったようなところもあり、子供さんのことをきっかけにして夫婦の関係は修復していくのではないかと考えていたのですが、結論は離婚するというところで、簡単に離婚という結論になるのだなという感じがしました。私が調停委員をしていたときは、あんな感じだったかなと思い出したりしました。ですから、何か時代は流れているなというふうに思いました。

[委員長]

事案によっては、当事者の方も、本当に迷っておられる場合もあります。そのような場合には、今までの婚姻関係をまたやり直すことではどうかと働きかける場合もあります。また、当面別居を続けて、その間に子供の面会交流を行う、あるいは当面別居するけれども婚姻費用だけは払う等、抜本的な解決ではないかもしれませんが、当面は時間を置き、よく考えてみてはどうかという形での調停を成立させることもあります。今回の模擬調停では、調停委員から説得をして解決するという一つの形を御覧いただきましたが、いろいろな形があります。

[委員]

私が今感想として言いたかったのは、私が調停委員として担当したのが、たまたま妻の方が離婚したいという気持ちを強く持ち、夫の方は離婚したくないという事案が多かったのかもしれませんが、今回の模擬調停の場合、夫の方はそんなに離婚をしたいとは思ってなかったのであろうと思いました。DVについても感情的なDVだったと思うし、もう少し夫婦の関係を少し離して、別居なら別居するなりして、関係を少し離れた後は元に戻るというのが普通ではないかと思いました。子供さんに会うということに話が移り、その後、夫は子供に会ったりして、子供のことを考えて、この夫婦はもう少し一緒にやっっていこうというふうになるのかなと思ったのです。

[委員]

模擬調停の感想ですが、自分自身のこと、自分の家族の在り方など、いろいろなことを考えさせられました。欲を言わせていただければ、ちょっと登場人物の方が物分かりがよ過ぎて、あっさりし過ぎているのかなという感じがしました。暴力を振るう夫の女性関係について、本人がうそをついているのか本当のことを言っているのか、まだ腑に落ちない状況の中であっさり結論づけている感じがしました。また、子供の親権については、裁判官や調停委員同士の議論があっても良いのではないかとも思いました。すなわち妻の実家の家族構成とか、妻と夫の収入の差とか、もう少し具体的なデータを踏まえて考えれば、あっさり妻の方が親権を持つことが本当に子供の将来にとって良いことなのかどうか、もうちょっと議論が必要だったのではないかと

いう気がしました。その点について、夫も割と淡泊に納得されており、裁判官からも特に異論が出なかったという点が少し気になりました。

[委員長]

通常の事案では、妻と夫のそれぞれの仕事の内容や、収入の有無、あるいはどなたと暮らしているかということは、申立書等に記載をしていただきます。ですから、そのようなことを前提としながら子供の親権者はどちらが良いかということを考えていくので、多くの事件については、どちらが親権者になるかについて考え方が違ってくるといことは少ないという感じはいたします。もちろん子供を巡る深刻な紛争の場合、親権者をどうするのか、面会交流をするとしても、面会の回数はどうするのか、面会時間はどうするのか、誰が子供を連れていくのか、妻又は夫なのか、その両親なのか、あるいは子供を受け渡しするところをどうするのか、約束の時刻に来なかったらどうするのか、時間の打合せはメールを直接送っても良いのか、誰かを介するのかなど、事案によっては詳細に決めておかないと大変な紛争が生じることもあります。今回の模擬調停では、手続の全体をお分かりいただきやすいように構成しておりますので、このような形となりました。

先ほど直接子供から意見を聞くかどうかに関する議論もございました。事案により、子供も非常に答えづらいところもありますが、家庭裁判所調査官を通じて子供の気持ちを聞く場合もあります。

[委員]

実際には、言われるとおり、もっと悩ましい事案が多いですし、当事者の方も心の中では葛藤があり、簡単に結論に至るわけではありません。ただ、やはり父親と母親が争えば争うほど、その夫婦間での憎しみのようなものも高まり、それは子供の心に影響します。子供にとっては、今日の模擬調停のようにあっさりと結論が出るほうが、本当は一番良いのではないかと思います。夫婦の関係は壊れていても、親と子供の関係は続くわけですから、夫婦の離婚による子供への悪影響をどうしたら最小限に食い止められるかという点に注意して離婚調停の手続を進めるようにしています。

[委員]

先ほど、調停委員は、複数の事案を積み重ねる中で経験を積み、様々な事案に対処できるようになるというお話がありました。また、この広島家庭裁判所の庁舎の2階には調停室が10室あるという説明もありました。ということは、調停に携わっている調停委員というのは、1つの事案に2人担当するのが普通だとして、さらに調停室が10室あるということであれば、とても多くの調停委員がいることになります。調停委員というのは、どのような形で選任され、またどのように研修を進められているのでしょうか。

[委員長]

この点につきましては、家事首席書記官が説明をいたします。

[家事首席書記官]

家庭裁判所の調停に携わっていただく調停委員というのは、非常に御苦勞の多い仕事ですが、民間の御見識のある方について家庭裁判所が選考し、最高裁判所が任命しています。調停委員として調停を進めていくには、先ほど議論がありました中立性の問題や、具体的な調停技法の問題もありますし、法の趣旨にかなった調停を行っていただく必要もありますので、調停委員には、法的な知識付与の面を含めた様々な研修を行っております。また、経験の浅い1、2年目の方、あるいは3、4年目の方、ある程度経験を積まれた5年目以上の方というような、初任層、中堅層、ベテラン層のそれぞれの方々に応じた研修を、家庭裁判所の課題を踏まえて行っております。そのような研修だけでなく、更に、調停委員は自己研さんのため、当庁では年間10回くらい研修会を開かれており、その研修会には裁判所も協力を行っております。自主参加ですが、非常に多くの調停委員が参加され、今日の議論で問題にも取り上げられた子の意思の把握の問題をどう考えるか、面会交流をどう考えるか、あるいは家事事件手続法ではこれまでの家事審判法に比べて、手続自体を透明にして、それぞれの当事者の方に手続を保障していくなどの法の趣旨についても詳しく説明をさせていただいたり、あるいは調停委員自ら様々なケース研究に熱心に取り組んで、自己研さんも行っているという実情でございます。

[委員長]

そのような研修やケース研究をしていただいたり、様々な機会を通して、裁判所の方から調停委員に対して、いろいろ検討している事項や調停制度に関わるタイムリーな情報もお伝えしております。

[委員]

先ほどから委員の皆様が言われているように、調停委員の質というのは非常に大切なのだと改めて感じました。また、離婚調停などを裁判所では事件と呼ぶようですが、私みたいな一般の人が聞くと、びっくりするだろうということを単純に思いました。

調停では、当事者の方は、仕事が忙しい中で、平日に家庭裁判所に行かなければならないようですが、実際に、当事者の方が調停の期日に行くことができなかった場合はどのように対応されているのでしょうか。また、差し支えなければ、どのくらいの割合で調停は成立をしているのかを教えてくださいたいと思います。

[委員]

当事者の方が、調停期日に来ることができなかつたとき、裁判所はどうするのかということについてですが、再度調停期日を定めてその日に来てくださいと通知し、それでも来られない場合は、その場で電話で連絡をしたりしています。でも、電話がつかない場合もあり、その時は、再度次回期日を定めて、その期日までの間に家庭裁判所調査官が来られなかつた当事者の方に連絡を取って、どうされましたか、今度の期日はこの日になりましたので今度は来てくださいという働きかけ、出頭勧告と呼んでいますが、そういったことを行う場合もあります。しかし、それでも次回期日に不出頭という場合は、調停が当事者双方の話し合いを前提とするものですので、結局、調停ができないということになり、調停は不成立ということになります。調停自体は不成立となればその時点で終わりなのですが、事件によっては、それで手続が終了するものと、不成立になったら自動的に審判という手続に移るものがあります。例えば、養育費を請求する調停は、不成立になったときは自動的に審判という手続に移ります。審判という手続は、家庭裁判所の裁判官が双方の話を聞いた上で、証拠に基づいて、養育費の額を決める手続です。これは、当事者の方が来なかつたとしても決めます。これに対して、離婚調停は、自動的に他の手続には移りません。離婚調停が不成立で

終了した後、離婚をしたい側が裁判を別に提起するという手続が必要です。そして、裁判を起こすと、今度は離婚の裁判の手続が家庭裁判所で始まります。

もう1つの質問の調停の成立率ですが、半数弱くらいでしょうか。事件の種類によっては半数を超えるものもあったと思います。

[委員]

調停委員の人数は足りていますか。男女別とか年齢別とか、いろいろバランスを図る必要もあると思われます。また、調停委員2人ペアになるとき、どのようにペアにするかについての考え方がありますか。男女1人ずつとか、1人は法律の専門家で、もう1人は市民感覚あふれる方とか、何か考え方があれば教えてください。

[家事首席書記官]

多くは男女2人で組んでいただいております。調停委員はそれぞれ、当事者の一方に偏ることなく公平に取り組みますが、離婚のような夫婦間の問題については、男女2人で組んでいただくことは、男性女性どちらかに偏った調停をしているのではないという手続の公平らしさという点で大切であると考えています。また、やはり価値観も多様化しており、その多様な価値観に多角的な視点で調停に取り組んでいただくために、いろいろな視点をお持ちの調停委員で組んでいただくということも考えております。

[委員長]

付言しますが、やはり少なくとも夫婦間の問題を扱う調停事件において、同性同士という調停委員の組み合わせはおそらくないと思います。この点は、民事調停とは異なる点です。また、民事調停の場合は、特に専門的な問題が紛争の解決内容に関わってくる場合には専門家を調停委員とするという場合がございますが、家事調停の場合、財産関係の評価が必要であるなどの特殊な事例である場合には、一人の調停委員としてその専門家をお願いするということはないわけではありませんが、そのような特殊事情がない場合は、基本的には、調停委員それぞれ家事調停の経験をお持ちですので、特にどなたが担当されても良いのではないかと思います。

[委員]

さらに、ベテランの方と経験の浅い方がいらっしゃいまして、そのようなペアで組むということも考えております。

[委員]

そのような考慮を行うことが可能なだけの人数はいらっしゃるのですか。

[委員]

現在、調停委員が全く足りないというわけではないのですが、実際は、それぞれの調停委員に担当していただいている件数にはばらつきがあり、非常に多くの件数を担当していただいている調停委員もいます。もう少し調停委員の人数を増やしたいと考えており、個々の調停委員の担当件数が減少すれば、個々の事件に注ぐことのできるエネルギーも増えるのではないかと考えています。

[委員]

調停委員の年齢について、40歳以上70歳未満の原則があると聞いていますが、最近は多くの方がお元気で長生きされていますから、もう少し上限の幅を持たせても良いのではないかという気がします。

[委員長]

御提言ありがとうございます。これは全国的に一律の基準であって簡単に変更することは難しいところがございます。ただ、最近では再就職を含め65歳まで仕事をされ、その後調停委員をお願いしても、わずかな期間しか調停委員として活動してもらえない場合もあります。今後の社会構造の変化などを踏まえて考えていかなければならない問題であると考えております。

[委員]

検察官という立場からの感想ですが、ふだん刑事事件にばかり携わっておりまして、民事、家事事件に携わる機会がほとんどございませんので、本日の模擬調停は、非常に興味深く、新鮮な気持ちで拝見させていただきました。ただ、刑事事件は、家事事件や民事事件と全く無関係かと言われると、そうではなくて、例えばDVですとか、お子さんの家庭内の暴力の問題ですとか、離婚問題にまつわる金銭的な関係でのトラブルを原因として傷害事件に発展したりですとか、刑事事件の大きな流れで見ると、

家事事件や民事事件につながっている事例がたくさんあります。当事者や関係者の方から民事の手續について、検察官に聞かれるということも多々ございます。その中で、今までは一般的な説明しかできなかったのですが、今日の模擬調停を拝見して、ある程度具体的な説明をすることもできるのではないかと思いました。

関係者の方は、刑事事件の手續が終了したとしても、トラブルや紛争は終わってはいないので、検察庁や警察署に説明したことを、例えば調停委員に対して、改めて事情を説明しないといけないわけで、その点非常に心の負担が大きいと思われます。そういった面で、今後、警察署、検察庁、家庭裁判所との間で連携を取れるようなことが制度的にできたら非常にうれしいと思いました。

[委員長]

家事事件を担当していると、結構、その事件の中には、子供が虐待されているのではなからうかと疑われる場合もあります。場合によっては刑事事件と関連するところがないとも言えません。そのあたりを踏まえて、どのような形になるかは別にしまして、まずは意見交換などをさせていただきたいと考えております。

[委員]

最初に委員長が言われたように、この10年ぐらいの間で、確かに調停委員の対応が、随分変わってきたと感じています。ただ、支部の家庭裁判所では、依然として古き良き時代の調停委員がいるというようなことは少し聞いています。例えば、子供がいるうちは離婚すべきではないとか、あるいはこのような些細なことで離婚すると言うのかという感じで発言される調停委員がたまにいらっしゃる。そして、そのような発言を、第1回目の調停期日のときに強く言われるから、依頼者の方が調停制度に不満を抱くということもあります。以前よりは少なくなりましたが、たまにあるので、その点について、できるだけ御配慮いただければと思います。

[委員長]

確かに、調停が行われるところの地域性ということが全く無関係ではない場合もあります。私自身も、地域によって、調停委員の発言、対応に疑問を抱く場合がないわけではありませんでした。例えば、本日の模擬調停は、当事者双方が調停期日に同席

して説明の一部を行ったわけですが、同席について抵抗される調停委員もおられるように聞いております。

また、昔の家庭裁判所では、特に家庭内暴力について、調停委員から、女性の方に向かって、旦那さんは良い人であるし、外ではしっかりとしているのであるから、少しくらい我慢したらどうだというような対応があったと、いろいろな物の本などで拝見しました。しかし、そのような対応をされては、もはや調停の手続は利用できなくなります。まさにそのあたり、調停手続の中で当事者の意思を合意につなげるために調停委員が橋渡しする、その根源に関わる問題と思っています。ですから、そういった問題があれば、いろいろと対処していきたいと考えています。

[委員]

改めて質問しますが、そもそも調停の場というのはどのようにあるべきだとお考えなのでしょうか。当事者の方に対して説教をするのは絶対反対ですが、調停の手続は、どのようにしていくべきなのでしょうか。調停というのは、ただ結論を出すだけの場ではないと思うのですが。

[委員]

やはり当事者の方からそれぞれの気持ちをお聞きすることから始めていくべきであると感じています。いろいろ発言していただく中で、当事者の方の気持ちに変化が起き、少しでも解決の方向に「自主的」に向かっていくという調停ができれば良いのではないかと思っています。

[委員]

調停委員を経験した者として、今の言葉に安心しました。私もそう思います。調停の手続の中で発言していただき、自分の気持ちをその場へ出すことによって、そこから初めて自分を冷静に見ることができるようになるのではないのでしょうか。ですから、ある程度調停期日の回数を重ねることも必要なのではないかと思っています。

[委員]

言われるとおりだと思います。

また、本日の模擬調停では、裁判官は要所要所でしか出番はありませんでしたが、

裁判官は、調停委員が進めている調停の内容がどうなっているのかをきちんと把握しなければなりません。調停委員から書面や口頭で報告をしていただいたり、要所要所において調停期日に入ってその状況を確認し、先ほどお話がありました調停委員が一方的に押しつけるようなことがないかどうかということも気を付けていかなければならないと思っております。

[委員長]

納得するためにはどうしても一定の時間が必要な場合があります。調停の手続で、すぐに決めるとか、法律ではこうなっているのだからこの結論しかないというのでは、調停での解決にはなりません。ただ、相手方もいることなので、延々と調停の手続を行うことも難しいです。当事者双方の要請を考慮しながら慎重に対応しています。ただ、繰り返しになりますが、調停は、拙速に早く結論を出せとか、押しつけるとか、そういったものではないと考えております。

[委員]

調停というのは、申立手数料が1,200円で、いわゆる訴訟に比べると、とにかく安く手続が利用できるなどいろいろな面でメリットがあると思いますが、司法制度について様々な改革が行われている中で、この調停制度を、紛争解決の手段として、更に推し進めていくという方向なのでしょうか。

[委員長]

司法制度改革の中で、ADRをどう活性化していくのかということも議論となっています。調停もADRの一種ですが、費用の面や、あるいは場合によっては紛争を公にしないほうが良いというようなことがあれば、確かにADRは効果的な面があります。ただ、家事調停は事件数が増加していますが、民事調停は事件数が非常に減少しています。民事調停の事件数の減少には、一つには、多重債務者関係の事件に関連する調停が激減したということもあるのですが、生活紛争の民事調停の事件数も必ずしも増えていません。実は民事訴訟全体の事件数も必ずしも増えているわけではありませんが、我が国に紛争がないのかと言えば、そうでもありません。そのような点については、司法全体として考えていかなければならない問題だと考えております。

ただ、家事調停は多くの方々に利用されているということは言えるのではないかと思います。

本日は、長時間にわたりまして活発な御議論、あるいは有益な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

6 次回の予定等

(1) テーマ

「家庭裁判所調査官について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成26年12月17日(水)午後3時

以 上